

令和6年度 運転記録証明手数料助成要綱

令和6年3月27日制定
(一社)宮崎県トラック協会

1. 目的

運輸業振興助成交付金交通安全対策事業の一環として運転者の適正な運行管理と安全運転の確保並びに事故防止の推進を図るため、安全運転センター宮崎県事務所より運転記録証明書等を取得して活用する会員事業者に対して、その手数料を助成することを目的とする。

2. 助成金

助成金額は、実施期間中一人1回の運転記録証明等手数料全額(670円)とする。ただし、前年度会費未納の会員については助成対象外とする。

3. 支出対象限度数

前年12月末現在の事業用自動車登録台数以内とする。
(但し、予算額を超えた場合は打ち切ることができるものとする。)

4. 証明書交付及び支払方法

- (1) 運転記録証明等を取得しようとする会員事業者は、安全運転センターに協会員である旨を告げ、取得しようとする本人の了解を得たうえで直接申込みを行う。
- (2) 取得した証明書の手数料については、安全運転センターからの請求により宮崎県トラック協会が直接安全運転センターへ手数料を支払う。
- (3) 前年12月末の車両数を超えて取得した分の手数料については、会員事業者が直接安全運転センターへ支払うものとする。

5. 実施期間

当該年度の4月1日～翌年3月末日までとする。